



2019 春闘闘争宣言行動で決意表明を行う九後書記長 = 1月16日経団連前

増え続ける内部留保
減り続ける実質賃金

――今日は2020年春闘方針のポイントについて、九後書記長にお聞きします。最初2020年春闘はどういう情勢のもとでたたかわれるのですか？

2012年の第二次安倍内閣発足以降、労働者・国民の生活と権利、平和と民主主義、国民本位の行財政・司法など、この国の土台が壊されてきました。

「アベノミクス」をはじめとした経済政策のもとで、格差と貧困の広がりはいつそう深刻になっています。財界・大企業は円安や株価の値上がりなどで利益をあげ、大企業の内部留保は前年度から24兆円も増え449兆円となることも

2020春闘 すべての組合員の参加で 生活改善を実現しよう

に、100万ドル（1億円）以上の金融資産を保有する人は281万人まで増加しています。一方、労働分配率（生産された付加価値のうち、労働者が賃金・俸給として受取る比率）は2009年度の63・8%から2018年度の50・4%と大幅に低下し、非正規労働者は正規労働者以上に増加して、年収200万円未満の労働者は13年連続で1000万人を超えています。こうしたもとで、10月には消費税が引き上げられた一方で、「全世代型社会保障」の名でいつその社会保障改悪が進められようとしています。

また、特定秘密保護法の強行成立、武器輸出の原則「防衛装備移転三原則」の閣議決定、集団的自衛権の一部行使容認、戦争法（安保法制）の強行成立など、「戦争する国」づくりの地ならしが進められてきました。7月の参議院選挙の結果を含め、多くの国民が憲法9条の「改正」を容認していないにもかかわらず、安倍首相は「議論を行うべき」というのが



九後健治書記長

「ひとり一行動」を実践し
組合を強く大きくしよう

――国公労連はどんなスタンスで春闘をたたかうのですか？

2020年春闘をたかうにあたって大切にしたいのは、広範な労働者・国民との共闘・連帯であり、全員参加型の運動の推進、そしてそれらを支える労働組合組織の強化・拡大です。

国民の審判だ」と強弁し、衆議院憲法審査会での国民投票法改正案の採決や自民党改憲案の提案を狙っています。

政治や行財政のあり方も問われています。経済財政諮問会議や安倍首相の肝いりで設置された各種の会議がトップダウンで打ちだしてきた経済政策の多くは、森友・加計学園問題や大学入試共通テストの英語民間試験などに見られるような「お

友達優遇」であり、行政の私物化に他なりません。加えて「桜を見る会」で指摘されている税金の私物化などが行政運営や国公労連者にも悪影響を及ぼしています。

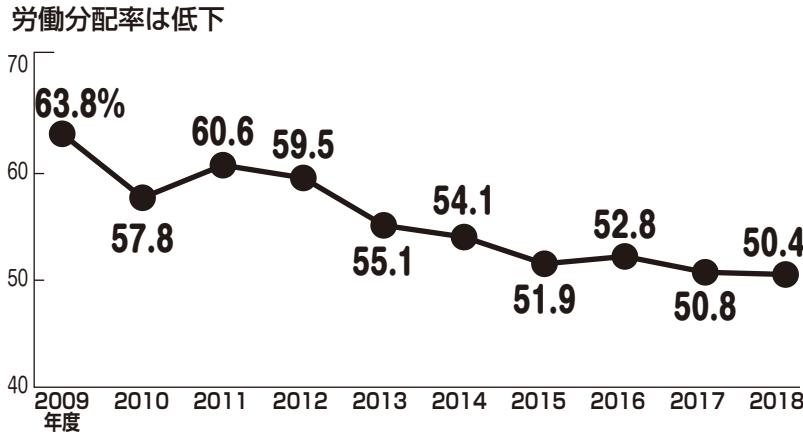
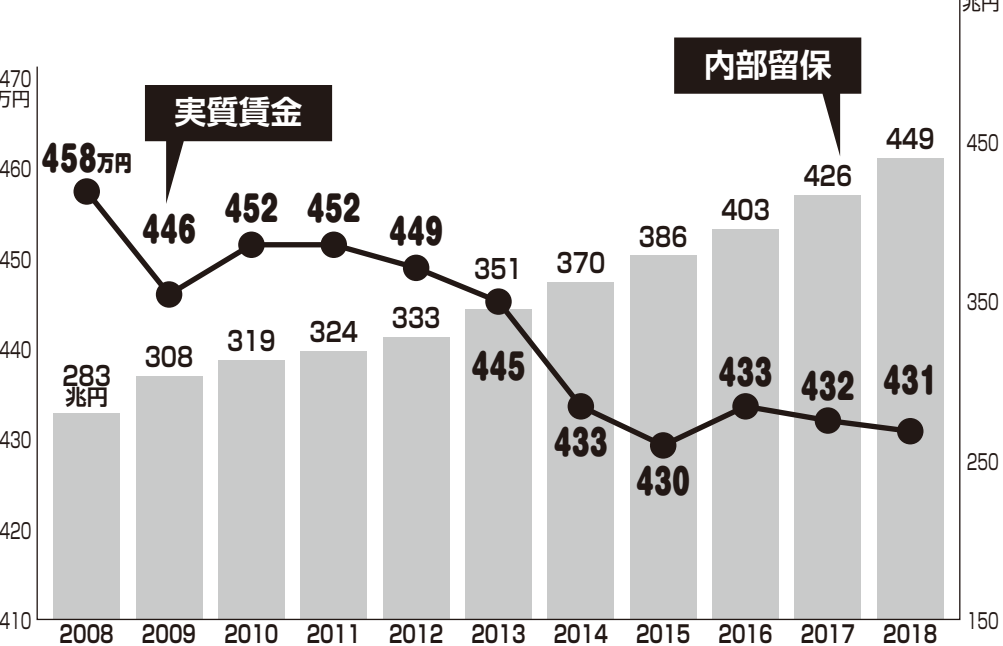
さらに政府は、向こう5年間で10%の定員を削減する定員合理化計画を押しつけるとともに、行政手続の原則オンライン化や公的サービスへの民間参入・官民連携の促進などによって公務員総人

件費削減を進めようとしています。

2020年春闘でのたたかいは、「戦争する国」や「労働者・国民に犠牲を強いて財界・大企業が栄える社会」「行政や税金の私物化によるお友達優遇」を許す社会にするのか、それとも国民本位の行財政・司法の実現で「二人ひとりが尊重され、個人の尊厳を認め合う社会」にするのが、大きな課題となります。

労働者・国民犠牲の政治が進められるもとで、賃金の引き上げや労働条件改善、社会保障の充実、「戦争する国」づくり反対、民主的な政治や行財政・司法の実現など、多くの課題が官民共通の要求となっています。したがって、定員削減や賃金の地域間格差の問題、行政運営の実態など、私たちがおかれている状況を民間労働者や国民に理解してもらうこと、そのために国公労連者・労働組合の側から積極的にアプ

大企業の内部留保は1.6倍増の449兆円、実質賃金は27万円減（この10年間）



労働分配率＝（従業員給与＋同賞与＋福利厚生費）÷ 付加価値 企業分配率＝営業純益 ÷ 付加価値
資料：財務省「法人企業統計」資本金10億円以上の金融・保険業を除く大企業

内部留保は財務省「法人企業統計」から資本金10億円以上の金融・保険業を含む全企業の推移。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」（2018年は明石順平氏による数値）を国税庁「民間給与実態統計調査」の2017年の年間平均賃金を起点にして実額化した数字

2020春闘の主な行動展開

2019年12月10日現在

1月	7日 新春宣伝行動	各県国公で「ビクトリーマップ運動」	国民の権利と安心安全を守る運動	地域総行動	各単組中央委員会	春闘地域討論集会
	15日 中央闘争委員会					
16日 春闘闘争宣伝行動（経団包囲行動）						
18～19日 第2回いのちと暮らしを守る税研集会						
29日 公務部会第24回公務労組連絡会第58回臨時総会 春闘総決起集会						
下旬 第201回通常国会開会						
2月	8日 憲法共同センター全国学習交流会					
	10～14日 第1波全国統一行動週間（春闘要求書提出）					
	15日 国公女性協春の全国代表委員会 春の国公青年セミナー2020 官民共同宣伝行動					
	22日 （公）国民生活と公務労働を考える フォーラムin愛知					
	22～23日 （全）青年春闘交流集会					
3月	1日 3・1ビギニデー	組織拡大強化月間	国会請願署名	憲法闘争強化月間	第34回ブロック別労働学校	要求実現上申行動
	5日 春闘総決起中央行動 議員会館一斉要請行動デー					
	6日 第2回ブロック国公代表者会議					
	7日 福島切り捨て許さない！ 原発ゼロ集会					
	7～15日 （全）原発ゼロ旬間					
	11日 春闘要求中間回答日（政府・人事院）					
	12日 第2波全国統一行動（官民一体統一行動・50万人規模）					
	12日 （全）ストライキ統一行動日					
	13日 重税反対行動					
	23日 春闘要求最終回答指定日（政府・人事院）					
4月	上中旬 2020年船舶総行動	国民平和大行進				
	中旬 国民のための財務・金融行政を求める共同行動					
24日 国公労連第155回中央委員会						
24～26日 原水爆禁止世界大会inニューヨーク						
5月	1日 第91回メーデー					
	3日 憲法集会					
	6日 国民平和大行進スタート					
	17～19日 沖縄・支援連帯行動					
6月	30日 （公）公務ではたらく非正規労働者に 無期転換権をシンポジウム					
	6～7日 第50回国公女性交流集会					

※（全）は全労連・国民春闘共闘、（公）は全労連公務部会のとりくみ

大幅賃上げで生活改善・景気回復を

国公労連は20年春闘の賃金要求案を「要求・組織アンケート」結果（12月3日現在）と全労連・国民春闘共闘の賃上げ要求額を踏まえて月額2万3000円（5・6％）以上で提起し、職場で討議することとしています。

アンケート結果は、昨年を上回って約6割が「生活が苦しい」とし、年代が上がるにつれ、その割合は増加しています。特に、50歳以上では、「苦しい」とする割合は約7割にも上っています。生活悪化に歯止めをかけるために春闘で大幅賃上げの実現が求められます。そうしたことから全労連・国民春闘共闘の賃上げ要求提案を積

極的に受け止め、官民共にのとりくみをすすめていくことがいっそう重要になっています。全労連・国民春闘共闘は生活改善に必要な額として、安倍政権下での実質賃金の低下分約4・4％と定昇相当分約2％、これに消費税増税分2％を加えた8・4％（2万6107円）など

を考慮して2万5千円以上の要求額を提起しています。この要求額から国家公務員の定昇分1・08％＝3556円を除いた額は2万1444円で、アンケートの加重平均額は2万2021円に近い額となります。したがって国公労連の要求額（案）はアンケート

ト結果の加重平均額を重視し、すべての労働者の賃金・労働条件改善を基本として、高齢層職員への相次ぐ賃金抑制攻撃に対峙すること、初任給の抜本改善にむけて、月額2万3000円以上を提起しています。今年の拡大中央委員会は、年明けから本格的にスタートする「地域の春

闘に国公労連が結集し、運動を進めるためには、拡大中央委員会の前倒し開催が必要」との18年度の組織財政検討委員会の答申にもとづき、12月20日に開催して春闘をたたかう方針を決定します。従来は1月の拡大中央委員会で方針と要求を決定していましたが、職場での討議を確保するため、賃金要求を含む春闘統一要求については、1月15日に開催する中央闘争委員会で決定します。

2020 年国公労連統一要求書（案）抜粋・要約

1 賃金・昇格等の改善について

- （1）国家公務員の賃金を月額 23,000 円（5.6％）以上（行政職（一））引き上げること。
- （2）行政職（一）一般職高卒初任給（1 級5号俸）を 180,200 円、一般職大卒初任給（1 級 25 号俸）を 211,800 円に引き上げること。
- （3）非常勤職員の時給を 180 円以上引き上げること。
- （4）高齢層の給与抑制措置を取りやめること。
- （5）地域間格差と世代間格差を解消すること。
- （6）一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。
- （7）職員に自己負担を生じさせないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。
- （8）住居手当の全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。

2 非常勤職員制度の抜本改善について

- （1）非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。
- （2）恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
- （3）労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
- （4）一律的・一方的な「雇い止め」は禁止すること。
- （5）期間業務職員の更新にかかる公募要件は、撤廃すること。
- （6）障害者雇用を理由として非常勤職員を雇い止めしないこと。
- （7）職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等待遇を確立すること。
- （8）休暇制度について、不合理な相違を解消して、常勤職員と同等の制度とすること。

3 高齢期雇用・定年延長について

- （1）雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を 65 歳に引き上げること。
- （2）職務給原則にもとづき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
- （3）フルタイム勤務との相互転換が可能な制度として短時間勤務制度を創設すること。
- （4）退職手当は、現行の 60 歳定年退職時の支給水準を下回らないようにすること。
- （5）加齢により就労が困難な職種については、65 歳まで働き続けることができる職域をもうけるなど、特別な措置を検討すること。
- （6）再任用は希望者全員のフルタイム任用を保障すること。また、再任用職員の賃金水準・一時金支給月数を大幅に引き上げるとともに、生活関連手当等を支給すること。
- （7）経過的取り扱いを含めて定員管理を柔軟に行うこと。
- （8）定年後引き続いて再任用する際は、定年前未消化の年次有給休暇を繰り越せるようにすること。

4 労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

- （1）所定勤務時間を「1日 7 時間、週 35 時間」に短縮すること。また、窓口取扱時間を設定すること。
- （2）タイムカードを導入するなど、客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と

5 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

- （1）憲法 28 条の原則にもとづく基本的人権として、ILO 勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
- （2）内閣人事局を廃止するとともに、人事院を人事院を改組して、新たな人事行政機関を設置すること。
- （3）幹部職員等の人事については、中立した第三者機関が担う制度とすること。
- （4）政治と官の疑惑については、真相解明と再発防止策を確立するしくみを整備すること。
- （5）情報公開や公文書管理の運用にあたっては、第三者機関を設置すること。

6 定員管理等に關する要求書

- （1）総定員法を廃止するとともに、「定員合理化計画」を撤回し、必要な要員を確保すること。
- （2）障害者および障害者をサポートする支援者について、必要な定員・予算を確保し、定員の枠外として措置すること。
- （3）行（二）職の不補充政策を撤廃すること。

7 両立支援制度の拡充、男女平等・共同参画の推進について

- （1）両立支援制度について、拡充すること。
- （2）男女平等・共同参画を推進すること。

8 健康・安全確保、母性保護等について

- （1）職員の健康・安全を確保すること。
- （2）パワーハラスメント防止にむけた人事院規則を制定することをはじめ、ハラスメント根絶にむけて具体的な対策を講じること。
- （3）母性保護のために必要な措置を講じること。

9 独立行政法人制度等について

- （1）事業の安定性と継続性を保障する財政的措置を講じること。
- （2）労使自治による賃金・労働条件決定を保障し、政府は不当な介入を行わないこと。
- （3）有期雇用職員の無期転換権や同一労働同一賃金ガイドラインにもとづく均等待遇を保障すること。